

原議保存期間	10年(平成39年3月31日まで)
有効期間	一種(平成39年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長 殿
 各 道 府 県 警 察 本 部 長
 (参考送付先)
 各管区警察局広域調整担当部長
 各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 運 発 第 142 号
 平 成 28 年 9 月 30 日
 警 察 庁 交 通 局 運 転 免 許 課 長

銃砲刀剣類所持等取締法における認知機能検査の結果の取扱い等に関する運用上の留意事項について

銃砲刀剣類の所持許可又はその更新を受けようとする者で、申請書を提出した日(所持許可の更新を受けようとする場合には、更新期間が満了する日)における年齢が75歳以上のものは、認知機能検査を受けなければならないこととされている(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。)第4条の3第1項)。また、その結果が一定の基準に該当する場合には、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、その者に対し、認知症であるかどうかについての医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出すべきことを命ずることとされている(同条第2項)。

この銃刀法上の認知機能検査の内容及び方法については、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。)上の認知機能検査のものと同となっていることから、道交法上の認知機能検査の結果を銃刀法上の認知機能検査の結果として利用することができることとされている(銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第16条第2項)。

また、認知症は、運転免許(以下「免許」という。)と銃砲刀剣類の所持許可とに共通する取消し等事由となっていることから(道交法第103条第1項第1号の2、銃刀法第11条第1項第3号)、道交法第102条第1項から第4項までの規定による臨時適性検査(同項の規定による臨時適性検査にあつては、主治医の診断書に係る診断を含む。以下同じ。)の結果等に基づく行政処分及び銃刀法第4条の3第2項又は第12条の3の規定による受診等命令(以下「受診等命令」という。)による診断結果に基づく行政処分、認知症に係るものについては、交通部門と生活安全部門との間で緊密に情報を共有し、認知症と診断された者に係る免許及び銃砲刀剣類の所持許可の取消し等の行政処分が、一の公安委員会内において齟齬なく行われる必要がある。

これらの免許と銃砲刀剣類の所持許可における関係事務については、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う講習予備検査の結果の取扱い等に関する運用上の留意事項について」(平成21年11月18日付け警察庁丁運発第138号)により運用しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、所要の改正を行い、同法の施行日である平成29年3月12日から、下記のとおり運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は、平成29年3月12日をもって廃止する。

本通達の内容については、警察庁生活安全局保安課と協議済みである。

記

1 道交法上の認知機能検査の結果の取扱い

銃砲刀剣類の所持許可又はその更新を受けようとする者が、銃刀法上の認知機能検査の結果として、道交法上の認知機能検査の結果を利用する場合には、その申請時に、当該認知機能検査の結果通知書（「認知機能検査の実施要領」（平成28年9月30日付け警察庁丁運発第141号）別添7又は公安委員会が定めた様式による書面をいう。）を提示することとしており、この度、新設される臨時認知機能検査（改正法による改正後の道交法第101条の7第3項の規定による認知機能検査をいう。）についても、同様に取り扱うこととする。

生活安全部門においては、一次的には、当該結果通知書により道交法上の認知機能検査を受検した事実及び検査結果を判断することとしているが、必要に応じて、交通部門に対して照会を行うこととしているので、別記様式による照会があった場合には、回答書に必要な事項を記入し、速やかに回答すること（回答書の記載例については、別添参照のこと。）。

この際、当該者が道交法上の認知機能検査を複数回受検していた場合には、最も新しい日時の検査結果を回答するものとする。

2 認知症に係る行政処分結果の通報等

臨時適性検査の結果により、又は受診等命令による医師の診断で、認知症と判断された者に対して、免許又は銃砲刀剣類の所持許可の取消し等の行政処分を行った場合には、当該処分結果を相互に通報し、他部門においても当該診断結果に基づいて取消し等の行政処分を行うこととしており、新設される診断書提出命令（改正法による改正後の道交法第102条第1項から第3項までの規定による診断書の提出命令をいう。以下同じ。）に基づく診断書の提出により、認知症と判断された者に対して、免許の取消し等の行政処分を行った場合についても同様に取り扱うこととするので、次のとおり対応すること。

(1) 臨時適性検査の結果等に基づき免許の取消し等を行った場合

臨時適性検査の結果又は診断書提出命令により提出された診断書により認知症と診断され、免許の取消し等を行った場合には、当該処分の結果について、速やかに生活安全部門に通報すること。

(2) 受診等命令による医師の診断結果に基づき銃砲刀剣類の所持許可の取消し等を行った旨の通報を受けた場合

生活安全部門から、受診等命令による医師の診断で、認知症と診断され、銃砲刀剣類の所持許可の取消し等を行った旨の通報を受け、当該処分を受けた者が免許を受けている場合には、当該診断結果に基づいて免許の取消し等を行うこと。

3 その他

(1) 臨時適性検査の結果又は診断書提出命令による医師の診断結果と受診等命令による医師の診断結果が異なるものとなった場合の取扱い

臨時適性検査の結果又は診断書提出命令による医師の診断結果と受診等命令による医師の診断結果が異なるものとなった場合であっても、一方で認知症と診断された以上は、その診断結果に基づき取消し等の行政処分が行われることとなるため、他方においても当該診断結果に基づき取消し等の行政処分を行う必要がある。

したがって、生活安全部門から、受診等命令による医師の診断で認知症と診断され、銃砲刀剣類の所持許可の取消し等を行った旨の通報を受けた場合に、当該者が既に臨時適性検査を受け、又は診断書提出命令に従い診断書を提出し、その結果認知症ではないと診断されていたとしても、受診等命令による医師の診断結果に基づき免許の取消し等の行政処分を行うこと。

(2) 銃刀法上の認知機能検査の結果の取扱い

道交法上の認知機能検査の結果を銃刀法上の認知機能検査の結果として利用することができるのとされている一方、銃刀法上の認知機能検査の結果を道交法上の認知機能検査の結果として利用することは認められていない。したがって、銃刀法上の認知機能検査を受検した者であっても、運転免許証の更新等のため必要がある場合には、別途道交法上の認知機能検査を受けていなければならないことに留意すること。

なお、道交法上の認知機能検査の結果は、銃刀法上の認知機能検査の結果により影響されるものではない。したがって、道交法上の認知機能検査の結果が、基準該当者となる第1分類であった者が、後日、銃刀法上の認知機能検査で第2分類又は第3分類となったとしても、当該者は依然として基準該当者であることなどに留意すること。

別記様式

銃砲刀剣類関係事項照会書（認知機能検査）

平成 年 月 日

殿

印

次の、銃砲所持許可申請者・刀剣類所持許可申請者・猟銃等所持許可更新申請者について、当該所持許可に係る調査のため必要があるので、道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第3号イに規定する検査（認知機能検査）及び同法第101条の7第1項に規定する検査（臨時認知機能検査）の受検の有無を調査いただき、受検歴があれば、当該認知機能検査の受検日及び総合得点について回答願います。

申請者住所

申請者氏名

生年月日

本件担当者 (警電番号)

銃砲刀剣類関係事項回答書（認知機能検査）

平成 年 月 日

殿

印

上記の照会について、以下のとおり回答します。

1 受検歴なし

2 受検歴あり

受検日 平成 年 月 日

総合得点

本件担当者 (警電番号)

別 添

銃砲刀剣類関係事項照会書（認知機能検査）

平成29年 1月15日

〇〇県警察本部運転免許課長 殿

〇〇県〇〇警察署長 印

次の、銃砲所持許可申請者・刀剣類所持許可申請者~~・猟銃等所持許可更新申請者~~について、当該所持許可に係る調査のため必要があるので、道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第3号イに規定する検査（認知機能検査）及び同法第101条の7第1項に規定する検査（臨時認知機能検査）の受検の有無を調査いただき、受検歴があれば、当該認知機能検査の受検日及び総合得点について回答願います。

申請者住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

申請者氏名 こうつう たろう
交通 太郎

生年月日 昭和 5年 1月 1日

本件担当者 甲野 太一 （警電番号 〇〇〇〇 ）

銃砲刀剣類関係事項回答書（認知機能検査）

平成29年 1月22日

〇〇県〇〇警察署長 殿

〇〇県警察本部運転免許課長 印

上記の照会について、以下のとおり回答します。

~~1 受検歴なし~~

2 受検歴あり

受検日 平成28年12月15日

総合得点 49.68

本件担当者 乙山 花子 （警電番号 5555 ）